

# マジカルアイランド利用規定

株式会社マジカルサイト

愛媛県今治市喜田村1-4-12

## 第1章 総 則

(規定の適用)

第1条 当社は、インターネットに接続された電気通信設備を保有し、これを使用することにより、マジカルアイランドサービス（以下「このサービス」といいます）を提供します。このサービスを受けようとする者は、マジカルアイランド利用規定（以下「この規定」といいます）にしたがって別途契約を締結していただいた後に、このサービスの提供を受けることができます。

2 このサービスを受けようとする者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、この規定に定めるもののほか、このサービスの提供条件、およびその他の事項について当社と個々に協議の上、契約するものとします。

(規定の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの規定を変更することがあります。この場合には、このサービスの提供条件は、変更後のマジカルアイランド利用規定によります。ただし有効な契約の残存期間中は、この限りではありません。

(協 議)

第3条 この規定に記載のない事項でこのサービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

(用 語)

第4条 この規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信回線 電気通信設備たる回線
3. 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
4. マジカルアイランドサービス この規定にしたがって個々に締結された契約に基づき、当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、電気通信回線を介してWWWコンテンツボックス、データ転送、電子メール等を提供するもの
5. マジカルアイランド設備 このサービスを提供するための電気通信設備
6. 契約 このサービスを実際に提供するために、サービス提供の実施要領や料金支払いなどの付随的な事項について定めた、契約者と当社との間で締結された契約
7. 契約者 この規定により締結された契約に基づき、マジカルアイランドサービスの提供を受ける者
8. バックボーン事業者 マジカルアイランドサービスを提供するため、当社が接続している上位の電気通信事業者

## 第2章 サービスの種類および提供区域

(サービスの種類)

第5条 このサービスには、次の種類があります。

1. WWWコンテンツボックスサービス インターネットに接続された、当社の電気通信設備の一部領域を、WWWによる情報発信などのために、契約者に提供するサービス
2. 電子メール転送サービス インターネットに接続された、当社の電気通信設備を使用し、電子メールを契約者に転送するサービス
3. 契約者の要望その他の事由により上記以外のサービスを提供することがあります。

(提供区域)

第6条 マジカルアイランドサービスの提供区域は、日本全国とします。

## 第3章 契 約

(契約締結)

第7条 このサービスの提供を受けようとする場合には、その条件などについて別途契約するものとします。

- 2 契約はこのサービスの提供を受けようとする者と当社で協議の上、この規定に従って締結するものとします。
- 3 契約の名称、契約内容、契約書の取り扱いは、このサービスを受けようとする者と当社で協議の上、決定するものとします。
- 4 この規定の変更により、契約内容に不整合が生じたときは、契約の更新時期までは、契約の定めを優先するものとします。ただし、当社と契約者が協議の上決定した事項については、この限りではありません。
- 5 前4項の場合を除き、この規定は契約に優先します。

(契約の拒否)

第8条 当社は、次の場合には、前条の契約を拒否することがあります。

- (1) 法律に違反した情報を発信しようとするもの
- (2) 社会通念上不適当な情報を発信しようとするもの
- (3) 前(1)(2)に該当する箇所へのポインタ情報を発信しようとするもの
- (4) このサービスを提供することに、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- (5) 研究ネットワークが商業目的の情報を発信しようとするもの

(最低利用期間)

第9条 このサービスの最低利用期間は1月とします。

## 第4章 権利の譲渡および承継等

(権利の譲渡)

第10条 契約者は、このサービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、その氏名(商号)、住所に変更があったときは、すみやかにその旨を当社所定の書面により当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第5章 利用停止および契約の解除

(利用停止)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、このサービスの利用を停止し、契約の解除をすることがあります。

- (1) 契約締結時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) サービスの料金等について、契約に定めた支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) この規定に定める契約者の義務に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりこのサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約の解除)

第14条 契約者は、契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の2週間前までに、所定の書面によりその旨を当社に通知していただきます。

## 第6章 損害賠償

(損害賠償)

第15条 当社は、このサービスの一部または全部を、当社の責に帰すべき理由により全く提供できなかったとき(以下利用不能といいます)、利用不能の状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、サーバー使用料の月額料金と相当分の消費税額を限度として、当該契約者に現実に発生した通常損害の賠償請求に応じます。

- 2 当社の故意または重大な過失により利用不能となったときは、前項の規定は適用しません。
- 3 天災、事変その他の不可抗力により利用不能となったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 4 上位サイトと第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により、利用不能となったときは、当社がそれら事業者から受領する損害賠償額を利用不能となった契約者全員に対する損害賠償の限度額として、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。

(免責)

第16条 当社は前条の場合を除き、契約者がこのサービスの利用に関して被った損害について、その損害を賠償する責を負いません。

## 第7章 保守

(当社の維持責任)

第17条 当社は、当社が設置したマジカルアイランド設備を、良好なサービスを提供ができるように維持します。

2 当社は、第1種電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が事業用電気通信設備規則に適合するよう、その第1種電気通信事業者に維持させます。

(利用の中断)

第18条 当社は、次の場合には、このサービスの利用を中断していただくことがあります。

(1) 当社のマジカルアイランド設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第20条の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。

(4) バックボーン事業者が電気通信サービスを中止したとき。

2 当社は、前項の規定によりこのサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(マジカルアイランド設備の修理または復旧)

第19条 当社は、マジカルアイランド設備に障害が生じたはその設備が滅失したことを知ったときは、すみやかにその設備を修理しまたは復旧します。

2 このサービスの接続回線に障害が生じたはその設備が滅失したときは、接続回線の貸し主である第一種電気通信事業者の修理基準により、修理または復旧させます。

3 修理または復旧の順序は、第22条の規定により優先的に取り扱われるサービスを確保するための順位に従って修理または復旧します。

(利用の制限)

第20条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、公共の利益のため、非常時における緊急を要する事項の通信を優先的に取り扱うため、このサービスの利用を制限または停止したりすることがあります。

## 第9章 ドメイン名の付け替え

(バーチャルドメインサービス)

第21条 契約者が有効なドメイン名を保有している場合、当社は、このサービスのためのドメイン名を、便宜的に契約者の保有するドメイン名に付け替えるサービス(以下「バーチャルドメインサービス」といいます)を提供します。ただし、このサービスのためのドメイン名を使用しても外部ネットワークから到達するものとします。

2 バーチャルドメインサービスでは電子メールの取り扱いが転送のみとします。

3 ドメインネームサーバーは、当社の保有するマジカルアイランド設備を優先的に使用するものとします。

## 第10章 料金等

(料金等)

第22条 このサービスの料金の体系は、以下の通りとします。

(1) サーバー使用料 1GBを超える使用について、500MBごとに月額5,500円

容量については、その月の最大使用容量を適用します。

(2) サーバー管理料 月額11,000円(1GBまでのハードディスク使用権)。

(3) バーチャルドメインサービス・ドメイン管理料 1ドメインにつき月額5,500円。

(4) バーチャルドメインサービス・メールアドレス管理料 20個まで無料。21個以降は5個を単位として月額1,100円。

2 コンテンツ制作およびサイト運営管理委託などの付帯事項が契約に含まれるときは、前項にかかわらず、当社と契約者が協議の上、料金を決定します。

3 料金の支払方法や支払時期については別途締結する契約に含まれるものとします。

(消費税)

第23条 前条料金には全て10%の消費税を含みます。

## 第11章 雑則

(秘密保持)

第24条 当社は、このサービスの提供と契約に関して知り得た契約者の秘密を第三者に漏らしません。

(契約者の義務)

第25条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約者に付与したユーザIDおよびパスワードを第三者へ譲渡、開示、売却、質入したり、第三者に利用させたりすることはできません。ただし、契約者が自らの業務を第三者に委任する場合で、当社が適当と認めた場合に限り、契約者がその業務を委任した者にユーザIDおよびパスワードを開示し、契約者の義務と権限を委任することを許可します。この場合の最終責任は契約者が負うものとします。

(2) 当社が契約者に付与したユーザIDおよびパスワードは契約者の責任で管理し、当社に損害を与えないものとします。

(3) 契約者がこのサービスにより文書、写真、ソフトウェア、音声などを公開する場合、第三者の著作権およびその他の権利を侵害しないものとします。

(4) 契約者がこのサービスにより法令に違反する行為、または法令に違反するおそれのある行為を行うことを禁止します。

(サービスの廃止)

第26条 当社は都合によりこのサービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項によりサービスを廃止するときは、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を契約者に書面で通知します。

(マジカルサイトインターネットサービス)

第27条 契約者がこのサービスの利用のためにインターネットに接続する場合は、マジカルサイトインターネットサービスの提供を受けることができます。この場合、マジカルサイトインターネットサービス契約約款および利用規定への同意が必要です。

## 第12章 発信情報

### (発信する情報の制限)

第28条 契約者は第8条に定める場合の他、以下の内容の情報を、これらに該当する箇所へのポイントを含め、発信することはできません。

- (1) 誇大な広告や、視聴者に誤解を与えるような紛らわしい広告
- (2) 販売の資格を必要とする商品を、資格なく販売する行為
- (3) 差別的な内容の情報
- (4) 第三者に対する中傷や第三者をひぼうする行為
- (5) 当社およびこのサービスの契約者の品位と信用を傷つける内容の情報
- (6) その他、社会的に有害と認められる内容の情報

### (発信する情報の協議)

第29条 契約者が以下の内容の情報を発信しようとするときは、当社およびこのサービスの契約者全員の書面による同意を必要とします。

- (1) 成人向けの図画や映像など
- (2) 成人向けの商品を販売しようとする行為
- (3) 特定の宗教団体への入信を勧誘する行為

2 発信する情報がこの規定に違反するか疑わしいときは、当社およびこのサービスの契約者全員の協議により決定するものとします。

### 附 則

この規定は2019年10月1日から実施します。